

平成30年度 BEMS導入支援事業補助金 募集要領

京都府内の中小企業等のみなさんが、エネルギーの効率的な利用やコスト削減を進めるため、オフィスビルや商店等にビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）を導入する取組に対して補助金を交付します。

○申請受付期間 平成30年4月16日(月)～12月28日(金)

(受付時間：上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時)

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構

○補助金を申請する方は、必ずホームページの掲載内容を確認し、補助金交付申請の手続きを進めてください。

機構ホームページ <http://www.kyoto-eco.jp/>

問合せ先、補助金交付申請書の提出先

組 織 名	(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構
所 在 地	〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館3階
連 絡 先	TEL (075) 323-3840 FAX (075) 323-3841

平成30年度BEMS導入支援事業補助金募集要領（目次）

- 1 BEMS導入支援事業補助金の趣旨
 - 2 補助対象事業者
 - 3 補助対象事業
 - 4 補助対象となる事業期間
 - 5 補助要件
 - 6 補助率及び補助金額
 - 7 補助対象経費
 - 8 補助金交付申請手続き等
 - 9 審査及び結果の通知
 - 10 事業の完了及び補助金の支払い
 - 11 その他
- 別図 補助事業フロー
別表 補助対象BEMS一覧

1 BEMS導入支援事業補助金の趣旨

本事業は、京都府の補助を受けて、一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構（以下「機構」という。）が実施するもので、事業者の省エネ・節電対策を推進するため、京都府内の中小企業者等が行うビルエネルギーマネジメントシステム（以下「BEMS」という。）*の導入に要する経費の一部を補助するものです。

※BEMS（ベムス： Building Energy Management System）

事務所、商店、病院等の建物（ビル）において、消費電力の見える化により、ピーク電力を適正に管理し、省エネとコスト削減を図るエネルギー管理システム

2 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は、京都府内において、既に事業活動を営んでいる既築の工場、事業場、店舗等（以下「事業所」という。）を有する以下の中小企業等です。

(1) 中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者

ア 次の会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準※1 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準※1 (常時使用する従業員数※2)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※1 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※2 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

※3 以下の項目に該当する中小企業は対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている企業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者

イ ゴム製品製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業は、次のとおりです。

業種分類	中小企業者の要件（aかbのいずれかに該当）	
	資本金基準(a)	従業員基準(b)
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

ウ 企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、商店街振興組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会であって中小企業等経営強化法施行令（平成11年政令201号）で定める法人格を有する団体も含みます。

- (2) 有限責任事業組合
有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するもの
- (3) 医療法人
- (4) 社会福祉法人
- (5) 学校法人
- (6) 上記（1）～（5）のほか、機構理事長が適当と認める事業者

また、次の事項に該当する者は、補助対象事業者となりません。

- ア 京都府税を滞納している者
- イ 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- ウ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- オ 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- ク 対象事業者が、イからカまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（キの場合を除く。）に、機構が対象事業者に対して当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者

3 補助対象事業

補助事業者が、京都府内の事業所においてBEMS※を導入する事業（工場の製造ライン（生産設備）等を対象とする場合は除く。）

※ 機構は、あらかじめBEMS提供事業者及び補助対象BEMSを登録しますので、補助事業者は、登録されたBEMSを導入する必要があります。

なお、「BEMS提供事業者」は、補助対象BEMSを提供する事業者として、後述する電力使用状況の報告など、BEMSを導入する補助事業者の支援を行います。

4 補助対象となる事業期間

本事業の補助対象は、平成30年4月16日（月）以降に着手し、平成31年2月15日（金）までに完了する事業です。

なお、平成30年4月16日（月）から補助金交付決定までの間に、事業に着手（発注、契約等）する場合は、事前着手届の提出が必要です。（事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません。）

また、支払いは、平成31年2月15日（金）までに完了する必要があります。

おって、補助金交付決定以前に事業が完了している場合は、補助対象となりません。

5 補助要件

本事業は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 補助対象設備は、機構に登録されている、BEMS提供事業者が提供するBEMSであること。^{※1}
- (2) 補助事業者が、一の事業所（ただし、工場の製造ライン（生産設備）等を対象とする場合を除く。）において、補助対象設備を導入する事業であること。^{※2 ※3}
- (3) 補助事業者は、BEMSを導入した事業所の電力の使用状況を機構に報告すること。また、機構が事業所を特定できない形で、当該使用状況を公表することについて了承すること。^{※4}
- (4) 補助対象となる設備に対し、京都府からの公的補助金を受けていない、若しくは受ける見込みがないこと。

※1 機構に登録している補助対象設備（BEMS）は、別表補助対象BEMS一覧（ホームページに掲載）のとおりです。

なお、補助対象設備は、BEMS提供事業者からの申請に基づき、年に数回更新し、機構のホームページに逐次掲載しますので、ご注意ください。

※2 複数の事業所において、BEMSを導入する事業は補助対象外です。

※3 事業所の土地または建物を賃借している場合は、所有者の承諾書が必要です。

※4 補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度及びその翌年度の2箇年分の電力使用状況を、BEMS提供事業者を通じて報告する必要があります。

6 補助率及び補助金額

補助率及び補助金額は、次表のとおりです。

なお、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額の全額が交付されるとは限りません。

補助率	補助対象経費の3分の1以内
補助金額	250万円以下
その他	①補助金額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。 ②1企業が複数の事業所で事業を実施する場合、補助対象となりません。 (1企業で、1申請1事業所) ③京都府以外(国や市町村等)の公的補助金との併給が可能です。この場合の補助金額は、補助対象経費から公的補助金額を除いた経費の3分の1以内となります。

7 補助対象経費

補助対象経費は、次表に掲げるとおり、事業を行うために直接必要な経費で、本事業で設置又は実施されたことを証明できるものに限ります。

経費の区分	内 容
設 備 費	・補助対象事業の実施に必要なBEMS機器の購入に要する経費
工 事 費	・補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費 ・補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費 ・試験調整・検査等に要する経費

【補助対象外経費等】

中古品を導入する場合は、補助対象外となります。

また、次のような経費は、補助対象となりません。

<具体例>

- ・公租公課(消費税等)、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料等
- ・過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・リースや割賦販売で購入するもの
- ・通信費、水道光熱費、旅費
- ・土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・設備導入後のランニング費用 など

さらに、経理処理上、次のような場合は補助金の交付対象となりません。

<具体例>

- ・平成31年2月15日（金）までに、支払いが完了していない場合
- ・契約書（発注書、請書を含む。）、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠書類が不備の場合
- ・補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しい場合
- ・他の取引と相殺して支払が行われている場合
- ・小切手、約束手形、クレジットカード、ポイントカードによるポイント等で支払いが行われている場合 ※支払いは、現金払い（金融機関による振込）としてください。
- ・関連会社（資本関係のある会社等）との取引の場合 など

8 補助金交付申請手続き等

提出書類

○印の書類を各2部（正本1部、副本1部）つつ提出してください。（両面コピー及びホッチキス留めはしないでください。）

また、★印の書類については、2部のうち1部は原本（押印したもの）が必要です。申請時に、すべての書類が整っていることを確認してください。

【補助金交付申請提出書類一覧】

書類の内容	法人	個人事業者
補助金交付申請・提出書類チェックシート	○	○
交付申請書（様式第1号）★	○	○
事業計画書（様式第2号）	○	○
事業収支予算書（様式第3号）	○	○
法人登記事項証明書（申請日前から3箇月以内に発行されたもの）★	○	開業届又は 税申告書(写)
BEMS導入に関する見積書の写し（所要額の内訳がわかるもの）	○	○
BEMS機器設置予定場所の現況写真 （写真に番号等を付け、配置図との関係を明確にすること）	○	○
BEMS機器配置図（建物図面（縮尺任意）にBEMS機器設置予定場所を明示したもの。設置予定場所に番号等を記入し、現況写真との関係を明確にすること）	○	○
システム概要図（導入するBEMSのシステム構成、ネットワーク等の概要がわかるもの）	○	○
府税に滞納がないことの証明書※（申請日前から3箇月以内に発行されたもの）★	○	○

※「府税に滞納がないことの証明書」は、所管の府税事務所、広域振興局税務室にお問い合わせください。

【補助金交付決定前に事業着手する場合の追加提出書類】

事前着手する場合は、次の書類を2部（正本1部、副本1部）提出してください。

書類の内容	法人	個人事業者
事前着手届（様式第4号）★	○	○

事前着手については、「4 補助対象となる事業期間」(4ページ)及び「11 その他」(9ページ)をご覧ください。

【提出書類に関する留意事項】

提出書類についてのその他の留意事項は、次のとおりです。

(1) **補助金交付申請書等の様式は、機構のホームページからダウンロードできます。**

(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構HPアドレス <http://www.kyoto-eco.jp/>

(2) 提出書類は、返却しません。

なお、提出書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行(京都府への事業報告を含む。)のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。(「個人情報保護指針」は、機構のホームページで公開していますので、ご覧ください。)

補助金交付申請書の提出先及び受付期間

補助金交付申請書の提出先及び受付期間等は、次表のとおりです。

事 項	内 容
提 出 先	(一社) 京都産業エコ・エネルギー推進機構 〒615 -0801 京都市右京区西京極豆田町2 京都工業会館 3階 TEL (075) 323-3840
受付期間	平成30年4月16日(月) ~ 平成30年12月28日(金) 必着 (受付時間) 上記期間中の平日の午前9時~正午、午後1時~午後5時
提出方法	受付期間内に、補助金交付申請提出書類を持参または郵送より、申請者が提出してください。 ・持参の場合は、あらかじめ担当者に必ずご連絡ください。 ・郵送の場合は、書留または簡易書留により送付してください。

※補助事業フロー(10ページ)もご参照ください。

9 審査及び結果の通知

申請内容を審査の上、採択事業を決定(交付決定)し、申請者あてに文書により結果を通知します。

なお、交付決定は、募集期間が長期にわたることから、①7月 ②10月 ③1月の3回を予定しています。予算を超過した場合は、その時点で募集を終了します。

募集期間（受付区分）	交付決定時期（予定）
①平成30年 4月16日（月）～ 6月29日（金）	平成30年 7月
②平成30年 7月 2日（月）～ 9月28日（金）	平成30年10月
③平成30年10月 1日（月）～12月28日（金）	平成31年 1月

また、補助金交付申請にあたって、次のことをあらかじめご承知ください。

- ア 補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも、交付申請額どおりにならないことがあります。
- イ 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには、一切応じられません。
- ウ 交付決定額は補助金額の上限を示すものであり、事業完了後、補助金の額の確定時に、交付決定額が減額される場合があります。
- エ 交付決定後は、原則として、補助対象となる設備等の機種・型式及び設置場所等を申請書記載のものから変更することはできません。
なお、変更についてやむを得ない理由がある場合に限っては、あらかじめ機構へ変更申請を行い、機構が変更することがあります。
- オ 交付決定後、企業名、代表者、所在地の変更があった場合は、速やかに機構に報告してください。
- カ 本事業により取得した設備は、善良なる管理者の注意義務を持って管理・保管しなければなりません。また、一定の期間は、処分（売却、廃棄等）することができません。
- キ 交付決定後に、交付決定を受けた申請者（補助事業者）を対象にした事業説明会を開催する予定ですので、必ず出席してください。
- ク 機構は、補助金の交付決定後に、申請件数・採択件数、補助事業者名、事業概要等を、機構ホームページにおいて公表することがあります。

10 事業の完了及び補助金の支払い

実績報告書の提出

- (1) 事業が完了した後、7日以内に実績報告書（様式第7号）を機構に提出してください。
（遅くとも平成31年2月22日（金）までに提出いただく必要があります。）

- (2) 実績報告書には、次の書類が必要です。
書類の提出がない場合は、当該経費については補助対象外となりますので、書類の整備・保管は必ず行ってください。

<実績報告書の添付書類>

- ア 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類（発注書、請書等）の写し
- イ 補助設備の設置完了が分かる書類（納品書、工事完了書等）の写し
- ウ 経費の支払いを確認できる書類（請求書、振込依頼書、領収書）の写し
- エ 事業の実施状況を確認できる写真
- オ その他、必要と認める資料

完了検査及び補助金の支払い

- (1) 実績報告書の提出後に、機構の職員が事業実施場所に赴き、完了検査（現地検査）を実施します。
- (2) 完了検査において、事業内容が交付決定通知及び交付条件（補助金交付申請時の事業計画）に適合していると判断したものについて、交付すべき補助金の額を確定します。（交付決定額が減額される場合があります。）
- (3) 補助金は、額の確定後に、お支払いします。（精算払い）

11 その他

圧縮記帳

法人税（昭和40年法律第34号）法第42条第1項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としていますが、本補助金は上記規定に当てはまりません。

事前着手届

事業は、原則として補助金の交付決定を受けてから着手してください。

なお、次の各号に該当する場合で、補助金交付決定前に事業着手する必要があると認められるときは、事前着手届（様式第4号）を提出することにより事業に着手できます。

- ①事業の性格上、実施時期に制約を受ける。
- ②事業の実施上、特に長期間を要する。
- ③早期着手により、事業費の増額の防止が予想できる。
- ④他の事業に関連し、早期着手する必要がある。

ただし、事前着手届の提出は、補助金の採択を確約するものではありません。

電力使用状況の報告

BEMSを導入した事業所の電力使用状況の報告は、補助要件の一つです。（4ページ参照）

報告の内容、時期及びデータ提出方法等の詳細については、交付決定後に開催する事業説明会において説明しますので、補助事業者は必ず出席してください。